

淀川水系流域委員会 第4回利水部会（2003.9.2開催）結果概要

03.10.7 庶務作成

開催日時：2003年9月2日（火） 9：30～12：30

場 所：ぱ・る・る プラザ京都 6階 会議室C

参加者数：委員9名、河川管理者12名、一般傍聴者93名

1 決定事項

- ・ 本日の議論を踏まえ、部会長が利水部会とりまとめ素案の修正を行い、9/5の第24回委員会にて報告する。
- ・ 9/5～9/20の間に利水部会検討会を開催する。日程は後日調整する。
- ・ 福岡市で節水に関する条例が施行されたことに伴い、福岡における節水、水需要抑制の背景や考え方等を委員と庶務でヒアリングに行く。担当者的人選は部会長に一任する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「利水部会とりまとめ案」をもとに部会長より説明が行われ、その後、意見交換が行われた。主な意見は、「3.主な意見」を参照。

寺川委員からの説明と質疑応答

資料2-3「『淀川水系における水需要（都市用水）』グラフの問題点」をもとに、寺川委員より、「水マネジメント懇談会」の資料に関する意見の説明が行われ、河川管理者との質疑が行われた。主な質疑は、「3.主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名からの発言があった。

その他

- ・ 寺田委員より、「福岡で節水に関する条例が施行された。利水部会として背景をつかんでおく必要があり、ヒアリングに行くべきだ」との提案がなされ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた。
- ・ スケジュール等について話し合われ、上記「1.決定事項」の通り決定がなされた

3 主な意見

- 1) 部会意見とりまとめに向けた意見交換

とりまとめ全体・基本的スタンスについて

- ・10年ほど前、米国で水需要管理のような考え方が提唱されたが、当時その考え方はすぐには理解されなかった。水需要の管理・抑制という理念転換が、何故必要なのか、委員が共通の認識をもつとともに、広く一般に理解してもらうことが重要である。最終的には、個別の整備計画に対しても具体的に書いてもらうことを求めていく表現にすべき。
- ・とりまとめ案に使われている表現を、提言のスタンスにあわせて整合をとる必要がある。提言では、「ダム開発を出来る限り抑制する」というスタンスになっているが、とりまとめ案では、「新規水資源開発が必要かどうかを判断する」等となっており、全体的に表現が弱い。

利水部会の最大のテーマは、水需要管理をいかに具体化するかであるが、実際は、河川管理者は法的権限にしばられ、具体的な記述に至っていないため、説明資料(第2稿)と提言の内容には食い違いが生じている。したがって、法律的な問題やインセンティブの活用なども含めて、何をどう見直していくべきか、構造的な議論が必要である。

- ・整備計画のスタンスと提言のスタンスが近づかず平行線をたどっている。河川管理者の権限を超えることに関する問題は、日本の河川行政全体にも言える話であり、淀川水系だけで実現するのは難しいのではないか。

説明資料(第2稿)の内容には不満があるが、河川管理者ばかりを責められない。我々流域委員会の方も議論が不足している。

平行線のまま終わるのはよくない。まだ、議論が足りない部分については、これからもしっかり議論していく必要がある。(部会長)

- ・河川管理者の法的な枠組みを超える部分については、流域委員会が良い川づくりを行うための応援団となって、「こんなことを実現してほしい」という提案を意見書に含めてはどうか。

賛成である。説明資料(第2稿)の水需要の精査・確認は「厳正に吟味する」となっているが、どういう視点で、どんな項目を吟味するのか等、流域委員会の方から言っていく必要がある。新しい理念にもとづいて、今後何をすべきか、具体的な提案を加えていきたい。

何故、厳正に吟味されないといけないのかを、河川管理者、利水事業者が共に納得する必要がある。お互いの理解と協力体制がないと、これまでのような権威主義的な方法では実現できない。過去の取水実績、予測の計算式やパラメータ、利水事業者の財務内容、雨水利用や地下水など他の水源との関係など一つ一つを吟味し、委員会が意見として出していくべきだ。

「河川管理者に主体性がない」との指摘に関しては、なるべく人任せにしないようにしていきたい。しかし、河川管理者の権限を逸脱する部分については、そもそも整備計画そのものにも書けないこともあるので、説明資料(第2稿)に示されている協議会の場等で、今後その都度補足で説明していくことを考えている。(河川管理者)

- ・説明資料(第2稿)は、従来の考え方の延長のままである。特に特徴的なのが、湯水へ

の対応についてであり、説明資料（第2稿）では利水安全度の確保がまず先にきているが、提言では水の再利用や雨水利用の可能性等も含めて、全体として克服していくこととし、この視点が抜けている。

利水安全度に関しては、最終的に利水者がどれくらいの安全度を求めるかである。利水業者ごとに利水安全度のばらつきが大きい場合、今後、水の転用が進むことによって改善されていくという意味では転用の効果があると認識している。（河川管理者）

- ・ 基本的スタンスの部分には、これからの日本を変えるという将来への誘導がほしい。
- ・ 説明資料（第2稿）の11ページ「2.3 利水」の現状認識の部分に、昭和30年代から際限なく進められてきた水資源開発が、河川環境に対して悪影響を与えてきたことに対する反省の念が見られない。

水需要の精査・確認に関して

- ・ ダムに参画しない利水業者の水需要の精査・確認は、水利権更新時に行うことになっているが、これではスパンが長すぎる。2年くらいで定期的に行うべきである。

以前にも話したが、水利権更新の際の精査・確認では間に合わない。原案では、「ただちに精査・確認する」としてもらいたい。

ダムに参画するところの精査・確認は早急に行うが、その他の分でも200件もある。毎年順次対応することになっても、10年くらいはかかる。（河川管理者）

200件の審査なら、10年もかからないのではないか。

精査のレベルによる。精査が物理的にできないということではなく、他省庁で既に認可されているものなど、法的な枠組みの中で調整に時間がかかるということである。

（河川管理者）

河川管理者は、水利権を与える側なのだから常時チェックできるはずである。

取水量の実態であるなら、農業用水以外はすぐにチェックできるが、需要予測については、都度あがってくるものではないため、常時チェックというわけにはいかない。

（河川管理者）

水利権の見直しと用途間転用に関して

- ・ 水利権の用途間転用の考え方について、資料2-2の30ページに示した。例えば、大阪市で水が余っており、大阪府で水が足りない場合、3年～5年くらいの契約で水を融通しあうなど現行の枠組みの中でできることもある。用途間転用は、それほど難しいことはないと思われる。

大阪市は昔から多くの水利権を保有していたが、大阪府は比較的に後に水利権を手に入れた。そのため、投資額が大きい割に、水量は不足しがちである。これらを改善するため、水を受け取ること自身に対して課金していくようなシステムにできないか。

- ・ 水マネジメント懇話会が提言した、「渇水時に投資に応じて配分を行う」という渇水調整のルールは、間違っていると明確に指摘すべきである。
- ・ 水需要を抑制することによって確保できた水は、再配分するのではなく、環境保全に活

かすべきという方向ではないのか。

その他

- ・ 湧水調整会議に住民の参加がないことは問題である。節水には、住民の協力が欠かせない。
- ・ このたび、福岡県で節水に関する条例が施行されたが、利水部会としてそのような条例ができた背景や考え方等をつかんでおく必要がある。数名の部会委員と庶務でヒアリングに行ってはどうか。

部会としてヒアリングに行くこととする。担当者の人選については、部会長に一任いただきたい。(部会長)

2) 寺川委員からの説明と質疑応答

- ・ 淀川水系のダムの実力低下を示すグラフに、滋賀県の水需要を含めるのはおかしいのではないか。滋賀県は、主に琵琶湖からの直接取水と流入河川からの取水で水を賄っている。「水マネジメント懇談会」がこうした資料に基づいているとすれば、判断の誤りにつながる。

確認の上、必要があればまたご報告させていただく。ただし、あのグラフ一枚でダムの必要性を判断しているわけではない。各々の利水者の現状に合わせて議論している。(河川管理者)

3) 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から意見が出された。

- ・ この「利水部会とりまとめ(案)」の内容はありがたい。このとりまとめ案の内容に加えて、「これまで以上の水供給はできません」というくらいの方針転換を言ってもらいたい。
- ・ 流域委員会に利水(下水処理水と農水の水量、用途間転用等)に関する意見を提出した。本日配布された参考資料1に掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。